



深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町



- ★相談件数は232件で、前年度に比べ30件増加
- ★女性60%と男性を上回る
- ★70歳代以上の割合が全体の33%、60歳代以上の割合は68%を占める
- ★通信販売が全体の32%、うちインターネット通販が68%
- ★高齢者のネット通販利用者が増加し、トラブル増加
- ★「偽サイト」の件数が増加！「定期購入」の件数は減少したものの、高止まり
- ★商品別では、迷惑メールや不審な電話を含む「商品一般」が最多

当センターの相談件数は、**広域4町を含め232件**（深川市184件・妹背牛町20件・秩父別町3件・北竜町3件・沼田町14件・他地域8件）と増加傾向にあります。

■商品別・役務別

商品別では、相談件数が最も多かったものは「商品一般」（迷惑メールや不審な電話等）、次いで「役務その他」（携帯電話等の保証やサポート契約）、「他の教養娯楽」、「健康食品」「化粧品」に関する相談が首位を占めています。

■販売方法・手口

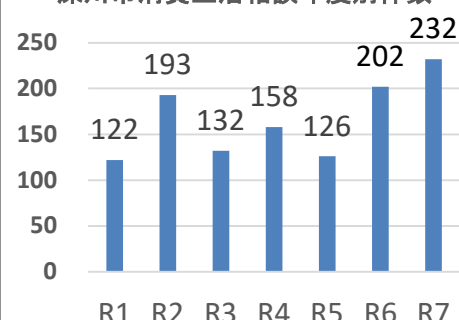
販売購入別では、通信販売が全体の32%を占め、うち**68%がインターネット通販**のトラブルです。

なかでも、「SNS 動画広告で1回限りだと思って購入したが、2回目が届き定期購入だった」「返品したいが電話がつかまらない」など、「**定期購入**」の相談が18件と、昨年と比べ件数は減少したものの、依然として高止まりとなっています。

また、「SNS 動画広告を見て商品を注文したが、全く別な商品が届いた」、「商品が届かない」など、詐欺広告「**偽サイト**」のトラブルも、12件と昨年より増加しています。

このように、**SNS が関係する相談は、インターネット通販の37%を占めており、近年増加傾向**にあります。その他、「**フィッシング詐欺**」や「**クレジットカードの不正請求**」など、デジタル化に伴う詐欺トラブルも後を絶たない状況にあります。

深川市消費生活相談年度別件数



商品別上位5位

令和7年度	件数	令和8年度	件数
商品一般	21	商品一般	23
健康食品	18	役務・その他	22
電報・固定電話	14	他の教養娯楽	15
インターネット通信サービス	13	化粧品	9
化粧品	12	健康食品	8

★悪質商法・特殊詐欺の手口は日々変化しています。グループ・団体で、お申し込みください

「消費者被害防止出前講座」好評です！



光回線の契約トラブルに注意！ 契約内容をよく確認

「利用料が今より安くなる」「据置型 Wi-Fi ルーター実質無料」と、販売員の言葉を鵜呑みにして契約したところ・・・。

「工事代金を請求された！」「解約するとルーター本体の残債を請求された！」

【相談事例①】（70歳代 男性）

大手電話会社の子会社から「光回線を Wi-Fi ルーターに変更することで、月々の利用料が安くなる」「Wi-Fi ルーターは7万円（36回払い）だが、サービスで毎月2,000円を割引くので実質無料」と電話があり、契約した。後日請求明細を確認すると、通信料金がかかったことで先月より5,000円ほど高くなった。解約を伝えると「中途解約の場合は、ルーター本体の代金を支払ってもらう」と言われた。契約時に、通信料金やルーター代金の割引条件の説明があれば契約していなかった。



当センターには、大手電話会社名を騙り、電話勧誘する光回線事業者の相談が複数寄せられています。事業者は、光回線を勧誘する場合、**原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務**があります。

契約書面を受け取った日を含め8日以内であれば「初期契約解除」（電気通信事業法）で、違約金を支払うことなく解約をすることができます。しかし、解約時のサービス利用料や工事終了に伴う費用などは、負担する必要があります。

【相談事例②】（60歳代 男性）

現在契約している事業者から「利用している光回線を新しくすると、今より月々の利用料が安くなる。今回は無料だ」と電話があり申込んだ。数日後、契約事業者ではなく別会社から契約書が送付され、月々の利用料はさほど変わらない。工事費として約3万円の記載もあり工事業者から工事日が知らされた。解約できるか。



機器をコンセントに挿すだけでインターネットが利用できる「据置型 Wi-Fi ルーター」を利用するには、**通信契約とルーター本体の契約が必要**です。一定期間中、月々の通信料金の割引サービスを提供している事業者では、期間中の契約を続ければルーター本体は「実質無料」となりますが、**中途解約すると、その時点での本体代金の残債を請求**されます。ルーター本体については、特定商取引法での電話勧誘販売にあたり、**クーリング・オフの期間中であれば解約**することができます。



カット「消費者庁イラスト集より」

- ▶ 月々の支払額、解約時に発生する料金なども契約前にしっかりと確認しましょう。
- ▶ 契約後、キャンセル・解約したいと思ったら、すぐに事業者に申し出ましょう。
- ▶ 契約するつもりがないなら、きっぱり断り、困ったときは消費者センターへ！

深川地域消費者センター ☎ **0164-26-2210**

相談受付時間 午前10時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）